ていたり、天井や壁にアスベスト含有製品が使われていたりする例がありました。

○ 接触機会については、アスベストが使用されている部分の整備や、アスベスト含有製品の輸送の際にその可能性があったという報告がありました。

4. 当省の対応

- (1) アスベストの取扱い等に関しては、運輸関連の団体等に対し、労働安全衛生法等の関係法令遵守の指導徹底と健康管理に関する必要な情報提供について、傘下会員に周知する等を依頼しました(7月中下旬等)。(資料2参照)(添付略)
- (2) 現在アスベストが使用されている部分に関しては、除去等の使用アスベストへの適切な対処に係る傘下会員への改めての周知を、各団体等に対し依頼することとしました(8月26日)。(資料2参照)(添付略)
- (3) この調査結果については、本日開催されたアスベスト問題に関する関係閣僚による会合において報告したところあり、今後とも、引き続き関係省庁や関係団体等との連携を図ってまいります。

資料1 アスベストによる健康被害等の状況に関する調査(添付略)

資料2 アスベストの取扱い等に係る周知依頼の発出状況 (添付略)

各事業の調査結果については別紙1~7のとおりです。(添付略)

別紙1 鉄道分野(担当 鉄道局)

別紙2 自動車交通分野(担当 自動車交通局)

別紙3 海運関係業界(担当 海事局。漁船関係は海事局及び農林水産省。)

別紙4 港湾運送事業(担当 港湾局)

別紙5 航空分野(担当 航空局)

別紙6 倉庫事業(担当総合政策局)

別紙7 貨物利用運送事業(担当 総合政策局)